

1 融資制度

制度名	概要	該当区分	申請期限	連絡先
【新潟県制度融資】 セーフティネット資金(経営支援枠・自然災害要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額:3,000万円(セーフティネット資金の他の要件と別枠) ・資金用途:運転資金・設備資金 ・融資期間:7年以内(うち据置2年以内) ・利率: 融資期間3年以内=年1.15% 融資期間3年超5年以内=年1.35% 融資期間5年超7年以内=年1.55% ・保証:新潟県信用保証協会の信用保証付き 	自然災害により被害を受けた中小企業者	なし (金融機関による審査あり)	新潟県地域産業振興課 025-280-5240
【新潟県制度融資】 セーフティネット資金(経営支援枠・能登半島地震対応要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額:7,000万円(セーフティネット資金の他の要件と別枠) ・資金用途:運転資金・設備資金 ・融資期間:10年以内(うち据置2年以内) ・利率: 融資期間3年以内=年1.15% 融資期間3年超5年以内=年1.35% 融資期間5年超7年以内=年1.55% 融資期間7年超10年以内=年1.75% ・保証:新潟県信用保証協会の信用保証付き 	能登半島地震により被害を受けた中小企業者	なし (金融機関による審査あり)	新潟県地域産業振興課 025-280-5240
【新潟県制度融資】 短期事業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額:500万円 ・資金用途:運転資金 ・融資期間:1年以内 ・利率:年1.50% ・保証:新潟県信用保証協会の信用保証付き 	一時的な運転資金の需要が生じた小規模企業者	なし (金融機関による審査あり)	新潟県地域産業振興課 025-280-5240
信用保証料補給	セーフティネット資金経営支援枠のうち、自然災害要件または能登半島地震対応要件を借り入れる際にかかる信用保証料を全額補給	対象となる資金を借り入れた中小企業者	なし	商業観光課 商業労政係 21-2335
中小企業 金融相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した事業所の経営の安定を図るため、相談窓口が設置 ・電話番号:025-285-6887 ・受付時間:月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時30分 	自然災害により被害を受けた中小企業者	なし	新潟県地域産業振興課 025-285-6887

セーフティネット保証4号 【受付終了】	・セーフティネット保証4号とは、突発的災害(自然災害等)の発生に起因して、売上高等が減少している中小企業者を支援するための国の制度 ・要件を満たす中小企業者として、市町村の認定を受けた中小企業者は、各金融機関の融資を利用する場合、信用保証協会による100%保証を受けることが可能	能登半島地震の発生に起因して、最近1カ月の売上高等が比較年同月に比して20%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が比較年同期に比して20%以上減少することが見込まれるなど	令和6年 1月1日から 12月31日まで	商業観光課 商業労政係 21-2335
------------------------	--	--	----------------------------	---------------------------

2 被災届出証明

制度名	概要	該当区分	申請期限	連絡先
被災届出証明書の交付 【受付終了】	・被災届出証明とは、店舗や事務所、倉庫、車両、機械設備、農林水産施設などの被災の届け出があったことを証明するもの ・被災届出証明は、保険金の請求や所得税の確定申告(災害減免・雑損控除)をする際に必要となる場合がある	被災した事業用の事務所、店舗、機械、車両、農林水産施設等	令和6年 1月15日から 12月27日まで	商業観光課 商業労政係 21-2335

3 農業支援

制度名	概要	該当区分	申請期限	連絡先
農地・農業用施設災害復旧費一部負担 【受付終了】	被災した農地や農業用施設を農家組合等が建設業者等に外注し、重機を使用して復旧する場合の重機借上料として、市が一部を負担 市負担率:農地75%、農業用施設87.5% (激甚指定により市負担率を増嵩しています)	能登半島地震により被災したと認められる農地(田、畑)、農業用施設(農道、用排水路等)で、耕作に支障があるもの	令和6年 12月31日まで	農林水産課 農地建設係 21-2307

4 税の支援

制度名	概要	該当区分	申請期限	連絡先
固定資産税・都市計画税の減免	事業用家屋は半壊以上、償却資産は決定価格に対し、10分の2以上の修復費用がかかる場合、土地は区画、形質に10分の2以上の被害を受けた場合に一定の割合で減免(令和5年度第4期、令和6年度分)	事業用家屋などの損害が半壊以上など	当面の間	税務課 土地係 21-2256

5 公費解体

制度名	概要	該当区分	申請期限	連絡先
被災した家屋・建物の公費解体 【受付終了】	地震によって損壊した家屋・建物について、二次災害の防止や生活環境保全などを目的に、国の制度に基づき、市が所有者に代わって被災家屋等の解体・撤去を行うもの すでに自費で解体している場合は、かかった費用のうち、国の制度で認められる費用を市が償還するもの	個人や中小企業者が所有する家屋・建物のうち、半壊以上の判定を受けたもの	令和6年 11月29日まで	環境課 クリーン推進係 23-5170